

国民年金 こんなときには届出が必要です

国民年金の加入対象者になるときや届出内容に変更があるときは、届け出が必要です。



届出するとき	必要なもの
20歳になったとき (厚生年金・共済組合の加入者と被扶養配偶者は除く)	①認印(本人手続の場合は不要) ②国民年金被保険者資格取得届書(20歳用) ※20歳誕生月の前月に送付されます
会社や公務員を辞めたときなど (扶養されている配偶者も併せて届け出になります)	①年金手帳 ②離職・退職月日のわかるもの(健康保険資格喪失証明書など) ③認印
厚生年金や共済年金に加入している配偶者の扶養からはずれたとき	①年金手帳 ②扶養でなくなった日がわかるもの(健康保険資格喪失証明書など) ③認印
保険料の免除申請・若年者納付猶予制度を申請したいとき (申請月の2年1ヶ月前の月分まで、さかのぼって申請可能)	①年金手帳 ②失業を理由として申請する方は「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険被保険者離職票」など ③認印 ※転入された方で、税申告された住所と現住所が異なる場合は、申請書に税申告時の住所と世帯主名の記載が必要です。
学生納付特例申請をしたいとき (申請月の2年1ヶ月前の月分まで、さかのぼって申請可能)	①年金手帳(20歳加入時の場合は不要) ②学生証の写し、または在学証明書(原本)など学生を証明できるもの ③認印
受給権者の住所・名前の変更、または支払機関を変えるとき	弘前年金事務所へ変更届を提出してください。 ※届出の用紙などはつがる市市民課に用意してあります。
国民年金を受給するとき	弘前年金事務所、またはつがる市市民課にお問い合わせください。
死亡したとき (国民年金に加入したことがある方、国民年金受給者など)	

移動年金相談日 日時 5月24日(水)、6月28日(水)、7月26日(水) 10時～15時
場所 つがる市役所2階相談室 ※事前の予約が必要です。
弘前年金事務所 お客様相談室 電話0172-27-1309

【問い合わせ先】 つがる市市民課 電話42-2111(内線261・267) 弘前年金事務所 電話0172-27-1337
稲垣出張所 電話46-2111 車力出張所 電話56-2111

児童手当・特例給付現況届の提出について

現在児童手当を受給されている方は、6月1日における児童の養育状況を記入した「現況届」の提出が必要となります。「現況届」は6月分以降の手当の受給資格を確認するためのもので、対象の方には5月下旬に書類を送付します。提出がない場合は手当を受け取ることが出来なくなりますので、対象の方は必要書類を確認の上、忘れずに提出をお願いします。

提出書類 ●児童手当・特例給付現況届(市から送付されます)

●厚生年金保険等に加入している方は、受給者の保険証の写し

●平成29年1月2日以降につがる市に転入してきた方は、前住所地での平成29年度課税証明書

※その他、状況によって提出する書類があります。

提出先 福祉課、稲垣出張所、車力出張所

提出期限 6月30日(金)

なお、6月18日(日)～24日(土)の期間中、平日は受付時間を19時まで延長し、土日は8時30分～17時15分まで受け付けします(福祉課のみ)。

【問い合わせ先】 福祉課 電話42-2111(内線233)